

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号) 第1条～第3条 略 (期末手当の額及び支給日) 第4条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。 2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。 第5条 略	○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号) 第1条～第3条 略 (期末手当の額及び支給日) 第4条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。 2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。 第5条 略

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号) 第1条～第3条 略 (期末手当の額及び支給日) 第4条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。 2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。 第5条 略	○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号) 第1条～第3条 略 (期末手当の額及び支給日) 第4条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。 2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。 第5条 略